

令和8年度平塚市市民活動推進補助金

資料3-①

補助事業の区分	概要	対象団体	要件	補助金額の上限	補助金額の総額	団体ごとの交付回数制限	補助率
入門コース	今までに、当補助金の補助及び公益信託ひらつか市民活動ファンドの助成を受けていない市民活動団体又は地域活動団体の活動に対し、1団体につき1回限り、上限額10万円まで補助するもの	市民活動団体 地域活動団体	・1度も当補助金の補助及び公益信託ひらつか市民活動ファンドの助成を受けていないこと ・構成員が3人以上で、かつその内1人以上が平塚市民で組織されている団体であること	10万円	40万円	1回限り	対象経費の100%まで
発展コース	活動をさらに発展させたり、新たな事業を展開しようとする市民活動団体又は地域活動団体に対し、1回の交付につき上限額30万円まで補助するもの	市民活動団体 地域活動団体	・申請時点で、設立後1年以上経過している団体であること ・構成員が5人以上で、かつその内3人以上が平塚市民で組織されている団体であること	30万円	90万円	3回まで (1回／年度)	1回目 対象経費の90%まで 2回目 対象経費の80%まで 3回目 対象経費の70%まで
組織基盤整備コース	市民活動団体が活動を継続・発展することができるよう、組織基盤の整備を図る活動・事業に対し、1回の交付につき上限額20万円まで補助するもの 【組織基盤整備】 理想の組織体制と現状の組織体制の間にある問題・課題(ギャップ)を解決すること	市民活動団体	・組織基盤を整備し、活動をさらに発展させたい団体であること ・構成員が5人以上で、かつその内3人以上が平塚市民で組織されている団体であること	20万円	20万円	2回まで (1回／年度)	※公益信託ひらつか市民活動ファンドによる助成回数を含む 対象経費の100%まで
協働コース	市民活動団体又は地域活動団体が他の団体や事業者と協力して行う活動について、申請された代表の市民活動団体又は地域活動団体に対し、1回の交付につき上限額20万円まで補助するもの	市民活動団体 地域活動団体	・活動分野の異なる市民活動団体や企業(事業者)との協働により、公益的な活動を行おうとする団体であること ・構成員が5人以上で、かつその内3人以上が平塚市民で組織されている団体であること	20万円	20万円	2回まで (1回／年度)	対象経費の100%まで

【変更点】

①入門コースの要件を【構成員が5人以上で、かつその内3人以上が平塚市民で組織されている団体であること】から【構成員が3人以上で、かつその内1人以上が平塚市民で組織されている団体であること】へ変更

②発展コースの補助金額の上限を50万円から30万円へ変更

③新たなコースとして協働コースを新設